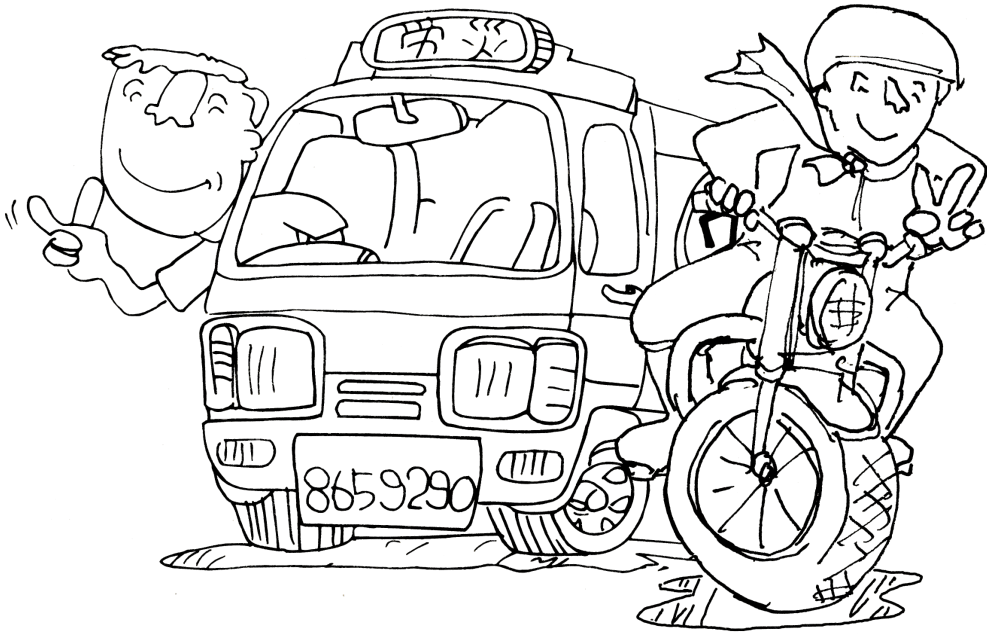


【一人親方の特別加入】

軽運送業のみなさまへ



◎軽運送業界の制度！

- ◇軽自動車運送業者だけが加入できます。
- ◇勤務中の事故やケガによる災害について国から補償が受けられます。
- ◇万一の場合の所得補償制度です。

◎加入して安定した経営を！

- ◇国が実施している労災保険です。
- ◇仕事上のケガは傷病が治るまでの治療と所得の保証がされるので安心です。
- ◇最小の保険料で大きい補償が受けられます。

◎手続きが簡単！

- ◇必要書類が揃っていて保険料納付より約2週間から適用されます。
- ◇この加入手続きは国の許可を受けた団体でしか出来ません。
- ◇安い手続き費用で出来ます。

軽運送労災防止組合

☆すぐに病院へ

初診が遅くなると労災に認定されない場合があります。また休業補償の際不利になります。

☆すぐに当組合へ連絡を

必要な手続きを行います。

☆労災指定病院へ

指定外の場合は費用の全額が給付されない場合があります。請求してから給付まで時間がかかります。

☆労災は認定制度

監督署の判断となりますので事例によっては、労災の適用が受けられない場合もあります。

災害が発生した時

**労災事故が起きた場合は
とにかく労災防止組合にご一報ください**

① まずは一報を

できるだけ速やかに、加入者本人又は、事故の内容確認のできる方が、労災防止組合にご連絡ください。同時に病院など関係機関には、「労災手続きをします」と明確に伝えてください。

② 事故報告書を組合に

労災防止組合は、事故報告書(内部事務用)を送付いたします。労災内容をできるだけ詳しく書いて返送してください。

③ 病院などに提出する書類が届く

事故報告に基づいて、必要な書類を記入マニュアルと一緒に返送いたしますので、必要事項を記入し関係機関に提出してください。

④ 休業補償などの書類を組合に返送

関係機関で証明して戴いた書類は、労災防止組合の返送用封筒で、ご返送願います。

⑤ 休業が長期にわたるときは

1ヶ月単位ぐらいで医療機関に証明してもらって、労災防止組合に返送してください。すぐ次の書類を返送いたします。

⑥ 後は労災防止組合が

労災防止組合は、書類を調整の後、労働基準監督署に提出いたします。

⑦ 給付は基準監督署が

労働基準監督署は、請求内容を審査の上、本人及び関係機関に支払いをいたします。

軽運送労災防止組合

TEL 045-865-9290

Eメール rousai@amail.plala.or.jp

労災保険及び特別支給金の内容

算定基礎日額1万円の場合



業務上災害

- ◎労災指定医療機関のとき無料で治療が受けられます。
- ◎指定外医療機関のとき一旦治療費の立替払いをし、後で費用を請求します。

治療のため休業日が4日以上に及ぶとき4日目(初診の日から4日目)以降1日につき8,000円が支給されます。

休業した時



病気が治ったあと身体に障害が残った人に等級に応じて支給されます。

☆1級～7級に該当するとき 313万～131万の年金
☆8級～14級に該当するとき 503万～56万の一時金
☆年金・一時金に関わらず 342万～8万の特別支給金

障害が残った時



死亡した時

死亡した人の収入によって生計を維持していた遺族に対して年金が支給されます。

遺族の数	年金額	特別支給一時金
1人	1,530,000	3,000,000
2人	2,010,000	
3人	2,230,000	
4人以上	2,450,000	

葬 祭 料

死亡した人の葬祭を行う人に費用の一部として61.5万円が支給されます。

☆保険給付は次のとおりです!!

業務中の災害については次の補償を受けられます。

- ① 業務上の負傷などの治療費用。
- ② 業務上の負傷等の治療のため休業する必要があったときの補償給付。
- ③ 業務上の負傷等のため不幸にも障害が残ったときは、年金または一時金の給付。
- ④ 業務上の負傷等のため加入者が死亡したときは、遺族に年金または一時金の給付。
- ⑤ 業務中における交通事故で負傷又は死亡したときは、原則として加害者の自賠責保険を先行して適用し、それを超えたときに労災保険からの給付を受けます。
- ⑥ 上記①～⑤については全て医師等の証明及び添付書類が必要です。又負傷、疾病の内容によっては不支給となることもあります。

※法律などの改正により内容が変更する事があります。

●この労災保険に加入できるのは!!

個人の軽貨物運送業者と、その事業と一緒に働く家族。
上記の者であって、現在従業員を雇っていない者。

●保険料について!!

自営業は一般に給料というものがありませんので保険料算定の基礎となるものがありません。そこで!!

- ① 一人親方の特別加入労災保険では、あらかじめ保険料算定の基礎となる給付基礎日額を決めておきます。
- ② 労災保険の給付基礎額日額に対する労災保険料は次のようになります。

給付基礎日額	年間保険料	年会費	合計	月額保健料
5,000	20,076	13,200	33,276	2,773
6,000	24,096	13,200	37,296	3,108
8,000	32,124	13,200	45,324	3,777
10,000	40,152	13,200	53,352	4,446

- ③ 保険料の他に年会費が必要です。
- ④ 政府に納入する国庫金ですから、納入できないときは脱退扱いになることがあります。
- ⑤ 皆様が負担した労災保険料は、法定福利厚生費として損金計上ができます。

●貴方が加入する手続きは簡単です!!

加入を希望するときそろえる書類

◆125CC以上

- ①加入申込書
- ②預金口座振替依頼書(一括払いの場合は必要なし)
- ③陸運局届け出の軽自動車等運送事業届出者の表紙コピー、又は有償運送許可証。

◆125CC未満(上記①加入申込書②預金口座振替依頼書他に)

- ①当組合が作成した業務災害防止規則をよく読むと同時に携行してください。
- ②軽運送労災防止組合加入誓約書に加入希望者の署名捺印と請負先契約確認証を提出して下さい。

以上に保険料・会費を添えてお申し込みください。

途中加入保険料・会費は年間保険料・会費×その年度の加入月数／12となっています。

●業務上の認定についての注意!!

労災保険では、業務上の災害以外の負傷、疾病については保証しないので次のことに注意してください。

- ⑨ 業務上の災害と認定されるには、「任務遂行性」と「業務起因性」という要件に該当していなければなりません。